

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 07-03-06	事務事業名 勤労者等住宅資金融資あっせん利子補給事業	所管部課 生活文化スポーツ部 産業振興課
-------------------	----------------------------	-------------------------

施策コード 活1-1	施策名 産業の振興	施策目標 市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。
---------------	--------------	--------------------------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	勤労者等の居住の用に供するための住宅の取得、改築、増築又は修繕に必要な資金の融資を取扱金融機関にあっせんすることにより、勤労者等の居住環境の向上を図ることを目的とする。	根拠法令等 ☐ 法律 ☒ 条例・規則 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する	市内の勤労者に対し、住宅の取得、改築、増築又は修繕に必要な資金として1,000万円を上限とした融資を取扱金融機関にあっせんし、その融資額に対する融資利率(4%固定)の1/2を利子補給する。 但し、金融機関の条件に合わない場合は融資の実行はされない。また現在この制度の資金融資を受けていないことが条件となる。	
	5-1-1-2 勤労者等住宅資金融資あっせん利子補給負担金		
	事業開始時期	合併前から 年度	実施形態 ☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目		単位	20年度	21年度	22年度	23年度
	財源内訳	事業費(A)		487	429	351	724
		国庫支出金・都支出金	千円	0	0	0	0
		地方債		0	0	0	0
		その他 ()		0	0	0	0
		一般財源		487	429	351	724
	所要人員(B)	人	0.05	0.05	0.05	0.05	
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	408	404	404	408	
	臨時職員賃金等(C')	千円	0	0	0	0	
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	895	833	755	1,132	
単位当たりコスト (E)=(D)/(融資実行件数)	千円	0	0	0	0		

評価指標の設定	活動等指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度
	① 取扱金融機関数	実績値 件	3	3	3	3
	② 融資あっせん件数	実績値 件	0	0	0	0
	《指標の説明・数値変化の理由 など》 平成18年度にあっせんした以降実績なし					
	成果指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度
	一次 融資実行件数	目標値 件	2	2	2	2
		実績値 件	0	0	0	
	二次 利子補給件数	目標値 件				7
		実績値 件	5	5	5	
	《指標の説明・数値変化の理由 など》 融資実行がないため利子補給は過去の利子補給のみとなっている。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	問合せがあるが、本制度だけでは希望の金額を借りられないことや銀行の審査期間に加えて本制度の手続き時間を要するため、利用が進んでいない。	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	多摩地区の市町村において(単位：自治体数) もともと存在しない 10 現在存続していない 4 現在存続している 16
	代替・類似サービスの有無	☒ 有 ☐ 無	近年民間住宅ローンで低金利の商品が見受けられるようになった。

事業コード 07-03-06	事務事業名 勤労者等住宅資金融資あっせん利子補給事業	所管部課 生活文化スポーツ部 産業振興課
-------------------	----------------------------	-------------------------

施策コード 活1-1	施策名 産業の振興	施策目標 市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。
---------------	--------------	--------------------------------------

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等	
A	事業の優先度 (緊急性)	1	☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し	勤労者等の居住の用に供するための住宅の取得、改築、増築又は修繕に必要な資金の融資を取扱金融機関にあっせんすることにより、勤労者等の居住環境の向上を図ることを目的としているが、近年民間住宅ローンで低金利の商品が取扱われており、本制度はここ数年利用実績がない。これまでの実績からいえば増改築やリフォームといった目的で利用されることが多く、その点では一定程度事業の必要性はあると言えるが、その場合は住宅施策として再構築する必要がある、本制度としては廃止の方向で検討することもある。 事業実施主体としては、前述のとおり多くの民間の金融機関で取扱われている。またサービスの相手方としては、住宅取得目的や増改築・リフォームを希望する方のうちの一部の方の扱いとなる。事業内容としては、平成18年度の行政評価結果を受けて平成19年度に金融機関への預託金制度を廃止したが、本制度の内容の見直しはなされていない。 そのため上記の状況や最近の利用実績がないことを踏まえたうえで、本年度第三者機関として「中小企業等資金融資検討委員会」において本制度について検討を行う予定である。	
	事業の必要性	2			☐ 継続実施
	事業主体の妥当性	1			☐ 改善・見直し
B	直接のサービスの相手方	1	☐ 抜本的見直し ☐ 休止		
	事業内容等の適切さ	1			☐ 抜本的見直し
	受益者負担の適切さ	2			☐ 休止
C	市民ニーズの把握	1	☒ 廃止		
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目					

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等	
A	事業の優先度 (緊急性)	1	□ 拡充 □ 継続実施 □ 改善・見直し	近年、新規申込実績が無いが、利用が進まないことに対する分析が十分といえない。融資利率（４％）固定という設定は市中金利の変動に対応しておらず、制度上の使いづらさの一因と考えられる。住宅増改築リフォームのための貸付制度として存続意義があるとされているが、一次評価でも触れられているように、それらの補助・貸付制度は住宅施策、又は福祉施策として明確な施策目的を持って構築されるべきものであり、本事業をその代替とするのは適当でない。本事業は金利を低く設定すれば利用が増える可能性はあるが、広く個人の資産形成に公費負担をするより、政策目的を持って一定の目的達成のため限られた予算を使うべきであること、仮に本事業を廃止したとしても、現在の借受者の完済時まで（10年程度）は利子補給を続けなくてはならないこと等を考慮すると、早急に廃止の判断をすべきと考える。	
	事業の 必要性	1			□ 継続実施
	事業主体の 妥当性	1			
B	直接のサービスの 相手方	1	□ 抜本的見直し		
	事業内容等の 適切さ	1			
	受益者負担の 適切さ	1	□ 休止		
C	市民ニーズの 把握	1	■ 廃止		
検証項目の見方 A：事業実施の意義を検証する項目 B：事業の内容・実施方法を検証する項目 C：市民ニーズの反映度を検証する項目					

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 休止 ☐ 廃止	本事業は、開始当初から利用状況が低迷しており、特に近年では利用がないことから、少なくとも現行制度のまま継続する妥当性は欠いていることから、廃止を含め抜本的な見直しが必要と言わざるを得ない。 具体的な見直し内容については、本年度設置した「中小企業等資金融資検討委員会」における検討結果を踏まえ、最終的に判断されたい。